

実施中です！

歯周疾患検診を受診しましょう 問申 基山町保健センター ☎92-2045

町では、壮年期・高齢期における歯の健康保持のために、40・50・60・70歳の節目の方に歯周疾患検診を実施しています。受診を希望される方は事前に保健センターまでお申し込みください（電話での申込み可能）。

お申し込みいただいた方には、後日案内通知（問診票等）を送付いたします。

▽対象者 令和4年4月1日現在

- 40歳（昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生の方）
- 50歳（昭和46年4月2日～昭和47年4月1日生の方）
- 60歳（昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生の方）
- 70歳（昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生の方）

▽実施期間

令和5年1月31日（火）

▽予約申込み期間

令和5年1月31日（火）までに保健センターへお申し込みください。

▽検診料金（個人負担分）

1,500円

※次のいずれかに該当する方は、検診料金が無料となります。

書類をお渡しますので、お申込時にお申し出ください。

- (1) 生活保護世帯の方
- (2) 町民税非課税世帯の方
- (3) 後期高齢者医療被保険者の方

▽実施医療機関

三養基・鳥栖地区実施医療機関

※町内の実施医療機関は以下のとおりです。

医療機関名	住所	電話（0942）
あおやぎ歯科医院	宮浦 469-1	92-1755
古賀歯科医院	小倉 395-7	92-7430
重松歯科医院	宮浦 964-1	92-1234
のきた歯科医院	宮浦 487-10	92-6911
原歯科医院	けやき台1丁目7-1	92-1177
ゆきこ歯科	小倉 618 NEWMAXビル1F	85-7205
ルアナファミリー歯科・矯正歯科	長野 1051-9	92-6488



計画案に対する公告縦覧及び意見の募集を行います

「塚原地区地区計画」「夜水地区地区計画」「島廻地区地区計画」

問 定住促進課 都市計画係 ☎92-7920 ☎92-2084 ✉teiju-1@town.kiyama.lg.jp

都市計画の内容は、権利の制限や義務をはじめ、皆さんの生活と密接な関係にあります。そこで、都市計画の手続きにおいては、手続きの透明化や情報公開、住民参加の機会の拡大を図っています。

今回、「塚原地区地区計画」「夜水地区地区計画」「島廻地区地区計画」の案を作成しましたので、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、案の公告縦覧及び意見の募集を行います。

◆縦覧期間

12月14日（水）～27日（火）の開庁日（午前8時30分から午後5時15分まで）※土・日曜日、祝日を除く

◆縦覧場所

情報公開コーナー（役場3階）及び基山町ホームページ

◆意見募集期間

12月14日（水）～27日（火）

◆意見を提出できる方

計画案についてご意見をお持ちの方はどなたでも提出していただくことができます。

◆提出方法

様式は、情報公開コーナーに備え付けているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。郵送、FAX、メール又は持参での提出をお願いします。

◆注意事項

- ・提出いただいたご意見の概要と、それに対する町の考え方を基山町ホームページ等で一定期間公表します。公表させていただく場合には個人情報に十分配慮します。
- ・頂いたご意見について、個別の回答や返却はいたしません。
- ・地区計画と直接関連のないご意見への回答は行いません。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

問 福祉課 社会福祉係 ☎92-7964

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯あたり5万円を支給します。

■ 給付額 1世帯あたり5万円（1世帯1回限り。）

■ 支給対象になる世帯

（1）住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）において、基山町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

（2）家計急変世帯

申請時点において基山町に住民登録があり、令和4年1月から令和4年12月までの間に収入が減少し、（1）と同様の事情にあると認められる世帯

※（1）、（2）いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

■ 支給手続きの方法

（1）住民税非課税世帯

対象となる世帯には、11月下旬に町から確認書を送付しています。確認書には令和3年度・令和4年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）等の振込の際に使用した口座を記載しておりますので、変更や誤りがありませんかご確認いただき、確認書を1月31日までに提出してください。

※令和4年度の住民税が未申告の世帯には確認書を送付していません。非課税に該当する方で申告がお済みでない方は、福祉課までご連絡ください。

（2）家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。予期せず収入が減少した方で、令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入を12倍し、その合計額が非課税相当になる方が対象です。該当する月の収入がわかる給与明細や通帳等の必要書類を添えて1月31日までに申請してください。

※12月1日から申請受付を開始しています。

※収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※必要書類は福祉課で受け取るか、基山町ホームページからダウンロードしてください。

■ 支給の時期 確認書又は申請書を受領後、書類の不備がなければ2～3週間後に支給します。

※支給日については、支給決定通知書を送付してお知らせします。

◆その他

DV等で住所地以外に避難中の方も、給付金をご自身で受給できる可能性があります。手続きが必要となりますので、詳細は現在お住まいの市区町村にお問い合わせください。

◆給付金を装った詐欺にご注意ください！

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関して、市区町村や国がATMの操作をお願いすること、手数料の振込みをお願いすることはありません。被害にあわないために、怪しい電話がかかってきたら、家族や知人、警察に相談しましょう。

読み取ってみよう！ QRコード



基山町からの様々なお知らせをLINEでお知らせします。



基山町ホームページをスマートフォンで見ることができます。



基山町で活動する各種団体の情報が掲載されています。

～ QRコードの読み取り方法～

広報さやまでもおなじみのQRコード。スマートフォンなどで読み取ると様々な情報を見ることができます。

①スマートフォンでカメラやQRコード読み取りアプリを起動

②QRコードにスマホをかざす

③画面に読み取り結果が出てきたら、そこをタップ！

※機種によって操作方法が異なります。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

佐賀県知事選挙期日前投票 駐車場及び入場口のご案内

きやまロードレース大会及びふ・れ・あ・いフェスタ開催時はご注意ください

12月18日執行予定の佐賀県知事選挙の期日前投票が、12月2日（金）から12月17日（土）まで（午前8時30分～午後8時）役場1階ロビーにて実施されます。この期間中、12月4日（日）のきやまロードレース大会と12月11日（日）のふ・れ・あ・いフェスタが役場周辺にて開催されるため、交通規制及び混雑が予想されます。つきましては、当該期間中、期日前投票所に係る入場口や駐車場を一部変更させていただきます。

投票にお越しの皆さまには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

きやまロードレース大会

（12月4日（日）午後1時頃まで）

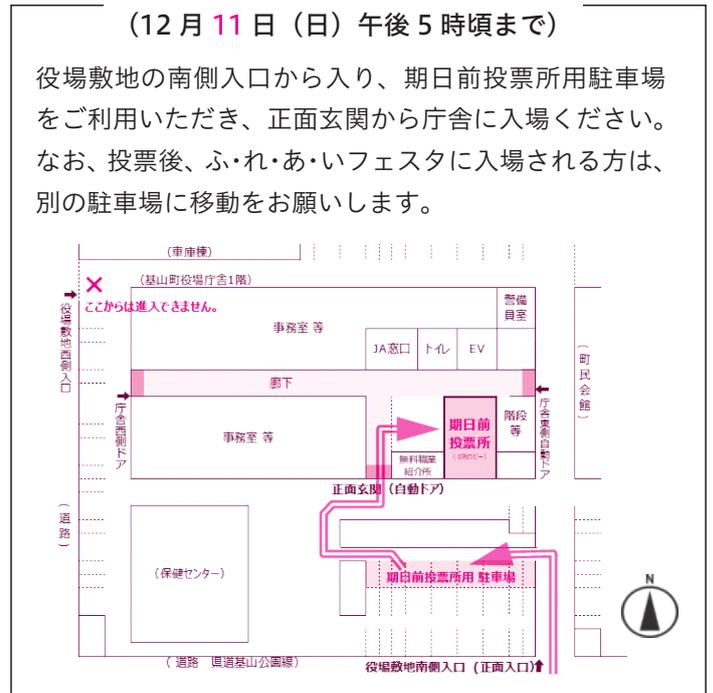
役場敷地の西側入口から入り、期日前投票所用駐車場をご利用いただき、庁舎西側ドアから入場ください。
※役場敷地の南側入口（正面入口）は、進入できません。県道基山公園線が通行止めとなっています。



ふ・れ・あ・いフェスタ

（12月11日（日）午後5時頃まで）

役場敷地の南側入口から入り、期日前投票所用駐車場をご利用いただき、正面玄関から庁舎に入場ください。なお、投票後、ふ・れ・あ・いフェスタに入場される方は、別の駐車場に移動をお願いします。



問 選挙管理委員会 ☎92-7915

佐賀県知事選挙について 投票日時 12月18日（日）午前7時から午後8時

12月1日現在で選挙人名簿の定時登録が行われることに伴い、佐賀県知事選挙で投票できる人は以下のとおりです。

- ① 満18歳以上（平成16年12月19日以前の出生）の人
- ② 引き続き3か月以上（令和4年9月1日以前から）本町の住民基本台帳に登録されている人
- ③ 選挙人名簿に登録されている人

※条件を満たす方であっても、令和4年12月18日までに本町から転出された方（県内の他の市町に引き続き異動した方は証明書の提示等があれば投票可）は投票できません。また、入場券が郵送されてきても投票日当日に転出されている方は投票できません。

※令和4年9月2日以降に転入された方は投票ができません。ただし、転入前の住所地が県内で、引き続き異動した方は投票できますので、お問い合わせください。

問 選挙管理委員会 ☎92-7915

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

- 相続の手続きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手続き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のために出張相談も承ります。

有料広告

70 歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度ご加入の方へ

高額療養費（外来年間合算）のお知らせ

■ 高額療養費（外来年間合算）制度とは？

現在、医療機関や薬局で月に支払った医療費が上限額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されています。一般区分・低所得者区分（※）の方は、年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額に14万4千円の上限額が設けられ、その上限額を超えた額が高額療養費（外来年間合算）として支給されます。
※区分については、保険年金係（役場1階）へお尋ねください。

■ 支給要件

令和3年8月から令和4年7月末までに被保険者が医療機関や薬局で支払った外来の医療費の自己負担額から月間の高額療養費を除いた額のうち、14万4千円を超えた額を支給します。

■ 支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続きについての留意点

- ・後期高齢者医療の方…月間の高額療養費の支給を受けたことがある方で、対象の期間中に医療保険の異動等がなく、外来の医療費の自己負担額が広域連合で確認できる場合、月間の高額療養費の支給先と同じ口座へ自動的に支給します。（支給日の一週間程度前に支給決定通知書が届きます。）
- ・国民健康保険の方…申請時に口座の登録が必要です。

※後期高齢者医療の方で高額療養費の口座登録の無い方、国民健康保険の70歳以上の方、それぞれで支給が見込まれる被保険者の方には、12月中～下旬にお知らせを送付する予定ですので、保険年金係（役場1階）へ申請してください。（令和3年8月から令和4年7月末までの間に「転入・転出をされた方、資格の変更があった方、資格を喪失された方（亡くなられた方や生活保護を受け始めた方）」は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。具体的な手続きやご不明な点をご相談ください。）

■ 時効についての留意点

高額療養費（外来年間合算）は、基準日（毎年7月31日）の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は、基準日の翌日から2年の間に行ってください。

※計算期間（8月～翌年7月）の途中で資格を喪失された方の基準日については、資格を喪失された日の前日（死亡の場合は、亡くなられた日）となります。

■ 問合せ先

↓ 75歳以上の方はこちら

福祉課 保険年金係（☎92-7934）又は佐賀県後期高齢者医療広域連合（☎0952-64-8476）

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。保険料は、日本年金機構から届く納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていない場合、電話、書面、面談により早期に納めるよう案内をしています。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定する期限までに納付がない場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、配偶者、世帯主）の財産を差し押さえることがあります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度がありますので、お問い合わせください。

◆年金の受給や手続きに関する相談を受け付けています！

▽日時 第2・第4火曜日 午前10時～午後3時

▽場所 基山町役場 ※相談希望の方は、佐賀年金事務所に予約をお願いします。

▽予約・問合せ先 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

■問合せ先 福祉課 保険年金係 ☎92-7934